

平成 25 年 2 月 21 日

第 11 回上牧町議会改革検討委員会要録

日 時 2 月 15 日（金）午後 1 時～2 時 40 分

場 所 議会委員会室

出 席 堀内、富木、辻、長岡、石丸、服部
東

欠 席 芳倉、吉川

オブザーバー 田中総務部長、池内総務課長

資 料 議会基本条例（最終案）解説（案）

議 題

(1) 上牧町議会基本条例（案）について

○議会基本条例（最終案）解説（案）について

・議会基本条例（案）は、議員 11 名の共同提案により 3 月議会に上程され、4 月 1 日に施行される予定である。同条例（案）解説についても同時に公開（ホームページ等で公開）することが求められる。

・第 7 条（議員と町長等執行機関の関係）第 2 号の町長等の反問権について、理事者側より、「その活用によって、より分かりやすい議論になるのではないか」との見解が示された。

○議会基本条例の運用にあたって、理事者側との意見交換について

・理事者側に関係する条項が多く含まれている。議会基本条例そのものが、理事者側と立場を替えての協働作業である。例えば第 4 章 議会と行政の関係、第 7 条（議員と町長等執行機関の関係）、第 8 条（議会審議における論点情報の形成）、第 9 条（予算及び決算における政策説明）、第 7 章 議員研修の充実、第 12 条（議員研修の充実強化）、第 13 条（議員研修費等の執行及び公開）、その他である。

・2 月 15 日（金）午前に開催された全員協議会に「一身上の都合で欠席する」との申し出があったが、議員は常に議会の招集に応じなければならないという原則に照らして、病気以外に議会を欠席する理由がないことが確認された。欠席届の扱いを含め、3 月 1 日（金）開催の議会運営委員会で検討することになった。

・第 8 条（議会審議における論点情報の形成）について、なかでも第 1 項第 6 号の財源措置、第 7 号の将来にわたる効果及び費用については、理事者側より「基本的な事項でありこれまで以上に整理して説明して行く」との発言があった。

・同条には執行後における政策評価と町民との情報共有に資する審議が盛り込まれていることについて、「従来以上に丁寧な説明をして行きたい」「自治法にもある施策に必要な財源措置が盛り込まれたことはよかったのではないか」との発言があった。

・第 5 条（町民参加及び町民との連携）第 1 項に「町民の的確な判断に資する情報の共有を進める」とあるが、二元代表制の位置づけとの関連で、整合性に関するの考査が必要ではないかとの意見があり、その他細部についても引き続き議長を中心に念のため精査することとした。

・議会基本条例（案）としては原則的にこの内容で3月議会に上程し、その後において第21条（見直し手続き）の運用により、適宜見直しを行うことになった。

・第9条（予算及び決算における政策説明）において、「町長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成を求める」とあるが、「補正予算においても重要な施策については、先ず理事者側から細部にわたる説明を積極的にして欲しい」との意見があった。これに対して理事者側から「金額の多少にかかわらず、重要な施策については説明して行く」との返答があった。

・議会と理事者の関係として、議長より「馴れ合いではなく良好な緊張関係を保ちつつ、情報交換を密にし、情報共有の域まで引き上げて行きたい」との発言があった。

・第7条（議員と町長等執行機関の関係）第4号について、「議員が行う町長等への口頭による要請については、議員の地位利用による利益誘導かどうかポイントであり、政治倫理条例の運用も大事である」との発言があった。

・同条第3号の閉会中における議員の文書による質問については、「問題はなく、運用によって議会審議がむしろ充実するのではないか」との発言があった。

・「理事者からの資料を電子データで提供出来ないか」との意見があったが、先ず議会のなかでの議論を優先させることになった。

・議会報告会や議員研修の実施は、条例制定、実施計画、予算措置の順序で行うことが原則である旨確認された。議員研修の実施に関する要綱については、4月1日付けにより施行し、今後の見直しは改正により行う。

(2) その他

・今後の課題として、議会のインターネット中継やホームページの充実、分かりやすい予算書等についても引き続き検討することになった。

○次回開催日程は、3月22日（金）13時から開催することに決まった。

以上